

株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法案要綱

第一 機構の目的

株式会社東日本大震災事業者再生支援機構は、東日本大震災の被災地域からの産業及び人口の被災地域以外の地域への流出を防止することにより、被災地域における経済活動の維持を図り、もって被災地域の復興に資するようするため、金融機関、地方公共団体等と連携しつつ、東日本大震災によって被害を受けたことにより過大な債務を負っている事業者であって、被災地域においてその事業の再生を図ろうとするものに対し、当該事業者に対して金融機関等が有する債権の買取りその他の業務を通じて債務の負担を軽減しつつその再生を支援することを目的とする株式会社とすること。 (第一条関係)

第二 定義

- 1 この法律において「東日本大震災」とは、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいうこと。
- 2 この法律において「金融機関等」とは、金融機関、農水産業協同組合、保険会社、貸金業者、リース契約により資産を使用させることを業とする者等をいうこと。

(第二条関係)

第三 株式

預金保険機構及び農水産業協同組合貯金保険機構は、常時、株式会社東日本大震災事業者再生支援機構（以下「機構」という。）の発行済株式の総数の二分の一以上に当たる株式を保有していなければならないこと。

(第四条関係)

第四 設立

機構は、発起人が設立時発行株式の全部を引き受ける方法により設立しなければならないこと、設立に際して主務大臣の認可を受けなければならないことその他所要の規定を整備すること。

(第六条から第十二条まで関係)

第五 取締役等

機構の取締役等について、秘密保持義務に関する規定その他所要の規定を整備すること。

(第十三条及び第十四条関係)

第六 定款の変更

機構の定款の変更の決議は、主務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じないこと。

(第十五条関係)

第七 業務の範囲

機構は、その目的を達成するため、次に掲げる業務を営むものとするほか、対象事業者以外の事業者に対するその事業の再生等に関する助言を行うことができること。

- 一 対象事業者に対して金融機関等が有する債権の買取り又は貸付債権の信託の引受け（以下「債権買取り等」という。）
- 二 対象事業者に対する資金の貸付け、債務の保証、出資、事業の再生に関する専門家の派遣及び助言
- 三 対象事業者に対する債権の担保の目的となっている財産の取得並びに当該取得に係る財産の当該対象事業者その他の者に対する貸付け及び譲渡
- 四 債権買取り等に係る債権の管理及び譲渡その他の処分
- 五 出資に係る株式又は持分の譲渡その他の処分
- 六 一から五までに掲げる業務に関連して必要な交渉及び調査として行う法律事務

七 一から六までに掲げる業務に附帯する業務

八 一から七までに掲げるもののほか、機構の目的を達成するために必要な業務

(第十六条関係)

第八 支援基準

主務大臣は、東日本大震災復興対策担当大臣及び被災地域を管轄する都道府県知事の意見を聴いて、機構が再生支援の決定及び債権買取り等の決定に当たって従うべき支援基準を定めること。支援基準を定めるに当たっては、できる限り多くの事業者に再生の機会を与えることとなるよう適切に配慮するとともに、東日本大震災復興基本方針及び被災地域の地方公共団体が定める復興計画との整合性に配慮しなければならないこと。

(第十八条関係)

第九 業務の実施

1 支援決定

- (1) 東日本大震災によって被害を受けたことにより過大な債務を負っている事業者であって、東日本大震災の被災地域として政令で定める地域において債権者その他の者と協力してその事業の再生を図る

うとするもの（資本金の額若しくは出資の総額又は常時使用する従業員の数を勘案して大規模な事業者として政令で定める事業者等を除く。）は、機構に対し、再生支援の申込みをすることができること。機構は、遅滞なく、支援基準に従って、再生支援をするかどうかの決定を行うこと。

(2) (1)の申込みは、次に掲げる書面を添付して行わなければならないこと。

一 当該申込みをする事業者の事業の再生の計画（当該事業者の事業の再生のおおよその見通しを記載した書面を含むものとする。以下「事業再生計画」という。）

二 支援決定が行われた場合において、当該申込みをする事業者に対し、債権者その他の者が資金の貸付け又は出資を行う旨を約していることを証する書面

(3) 支援決定は、機構の成立の日から五年以内に行わなければならないこと。ただし、被災地域の復興の状況を勘案して必要があると認められる場合には、主務大臣の認可を受けて、その期間を延長することができること。

(第十九条関係)

2 買取申込み等の求め

機構は、支援決定を行ったときは、直ちに、その対象事業者の債権者である金融機関等のうち事業再生計画に基づく対象事業者の事業の再生のために協力を求める必要があると認められるもの（以下「関係金融機関等」という。）に対し、支援決定の日から三月以内で機構が定める期間（以下「買取申込み等期間」という。）内に、債権の買取りの申込み又は事業再生計画に従って債権の管理若しくは処分をすることの同意（以下「買取申込み等」という。）をするように求めなければならないこと。

（第二十条関係）

3 回収等停止要請

機構は、関係金融機関等が債権の回収等を行うことにより、買取申込み等期間が満了する前に対象事業者の事業の再生が困難となるおそれがあると認められるときは、全ての関係金融機関等に対し、買取申込み等期間が満了するまでの間、債権の回収等をしないように要請しなければならないこと。

（第二十一条関係）

4 買取決定

機構は、買取申込み等期間が満了し、又は全ての関係金融機関等から買取申込み等があったときは、

速やかに、債権買取り等をするかどうかを決定しなければならないこと。 (第二十二条関係)

5 買取価格

機構が債権の買取りを行う場合の価格は、支援決定に係る事業再生計画、被災地域の復興の見通し、再生支援を開始した後における対象事業者の経営状況の見通し、当該債権の担保の目的となっている財産の価格の見通し等を勘案した適正な時価を上回ってはならないこと。 (第二十三条関係)

6 買取申込み等期間の延長

機構は、支援決定の日から三月以内で買取申込み等期間を延長することができること。

(第二十四条関係)

7 出資決定

機構は、買取決定等を行った後でなければ、対象事業者に出資をする決定をしてはならないこと。

(第二十五条関係)

8 支援決定の撤回

買取申込み等に係る債権額が対象事業者の事業の再生のために必要と認められる額に満たなかったと

き等は、速やかに支援決定を撤回しなければならないこと。

(第二十六条関係)

9 債権の管理及び処分等

- (1) 機構は、対象事業者に係る債権のうち買取りを行ったものの管理及び処分に当たっては、当該買取りの価格がその債権額を下回る場合においては、当該対象事業者の経営状況その他の事情を勘案しつつ、できる限り、その差額に相当する額（当該債権の弁済期の到来前に買取りを行った場合その他の政令で定める場合にあつては、その額から政令で定めるところにより算定した額を控除した額）について、当該対象事業者の債務を免除するよう努めなければならないこと。
- (2) 機構は、対象事業者に係る債権のうち買取りを行ったものの管理及び処分に当たっては、当該対象事業者の経営状況その他の事情を勘案しつつ、できる限り、当該債権に係る保証人（その保証を受けた法人たる対象事業者の代表者その他これに準ずる者を除く。）に対する保証債務の免除、当該債権に係る物上保証人（対象事業者の債務を担保するため自己の財産を担保に供した当該対象事業者以外の者をいい、法人たる当該対象事業者の代表者その他これに準ずる者を除く。）に対する担保の解除その他の当該対象事業者の債務の保証に係る負担その他これに類する負担の軽減に資する措置をとる

よう努めなければならないこと。

(3) 機構は、支援決定の日から十五年以内に、当該支援決定に係る対象事業者につき、全ての再生支援を完了するように努めなければならないこと。

(第二十七条関係)

10 決定の公表

機構は、支援決定、買取決定、出資決定、債権等の処分の決定等を行ったときは、速やかに、その旨、対象事業者の氏名又は名称等を公表しなければならないこと。再生支援の申込みをした事業者があらかじめ申し出た場合には、買取決定を公表するまでの間に限り、支援決定の公表をしないことができること。

(第二十八条関係)

11 再生手続及び更生手続の特例

裁判所は、機構が債権を有する対象事業者について再生手続又は更生手続の開始の申立てが行われた場合において、金融機関等が支援決定の時から買取決定の時までの間に機構から確認を受けて行った貸付けに係る債権について他の債権との間に権利の変更の内容に差を設ける再生計画案又は更生計画案が

提出されたときは、当該差を設けることが衡平を害しないかどうかを判断するに当たり、機構が行った確認に関する事項を考慮しなければならないこと。（第二十九条から第三十一条まで関係）

12 資料の交付又は閲覧

機構から対象事業者に関する資料の提出を求められた対象事業者又は関係金融機関等は、遅滞なく、これを機構に提出しなければならないこと。国、地方公共団体又は日本銀行は、機構が要請をしたときは、機構に対し、必要な資料を交付し、又はこれを閲覧させることができること。（第三十二条関係）

第十 財務及び会計

- 1 機構は、次に掲げる業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならないこと。
 - 一 二の業務以外の業務
 - 二 対象事業者のうち農水産業協同組合が関係金融機関等であるものに係る第七の一から八までに掲げる業務
- 2 機構は、毎事業年度の予算を主務大臣に提出してその認可を受けなければならないこと、政令で定める割合を超えて剰余金の配当を行わないこと、政府は、機構の債務について保証契約をすることができ

ることその他機構の財務及び会計に関する所要の規定を整備すること。

(第三十三条から第四十条まで関係)

第十一 監督

機構は、主務大臣がこの法律の定めるところに従い監督すること。

(第四十一条関係)

第十二 解散等

機構は、第七の一から八までに掲げる業務の完了により解散すること、政府は、機構が解散する場合において債務超過となったときは、その全部又は一部に相当する金額を補助することができることその他機構の解散に関する所要の規定を整備すること。

(第四十三条から第四十六条まで関係)

第十三 預金保険機構及び農水産業協同組合貯金保険機構の業務の特例等

預金保険機構及び農水産業協同組合貯金保険機構について、機構の設立の発起人となり、及び機構に対し出資を行うための業務の特例を設け、並びに区分経理、政府の出資その他所要の規定を整備すること。

(第四十七条から第五十五条まで関係)

第十四 主務大臣

本法における主務大臣は、原則として、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、農林水産大臣及び経済産業大臣とすること。（第五十六条関係）

第十五 課税の特例

機構が債権の買取りにより不動産に関する権利の取得をした場合及び機構が第七の三に掲げる業務として不動産に関する権利の取得若しくは譲渡をし、又は不動産の賃借権の設定をした場合には、当該不動産に関する登記については、登録免許税を課さないこと。（第五十八条関係）

第十六 関係施策及び関係機関との協力

1 産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法との関係

機構は、再生支援をするに当たっては、対象事業者に対し、産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法の事業再構築計画等の認定の申請を促すこと等により、効果的にこれを行うように努めなければならないこと。（第五十九条関係）

2 金融庁又は日本銀行に対する協力要請

機構は、債権の買取りに際しての適正な時価の算定のためその他必要があると認めるときは、金融庁

又は日本銀行に対し、技術的助言その他の協力を求めることができること。 (第六十条関係)

3 預金保険機構等との協力等

機構は、預金保険機構、農水産業協同組合貯金保険機構等との協力体制の充実を図りつつ、適正かつ効率的に業務を実施するように努めなければならないこと。 (第六十一条関係)

4 政策金融機関等の協力等

政策金融機関等は、機構が買取申込み等をするように求めた場合において、買取申込み等に伴う負担が合理的かつ妥当なものであるときは、これに応じるように努め、当該買取申込み等が第九の2の同意をする旨のものであった場合には、当該同意に係る事業再生計画に従って対象事業者の債務の免除その他の必要な協力をしなければならないこと。 (第六十二条関係)

5 国、地方公共団体、機構等の連携及び協力

国、地方公共団体、機構その他の関係者は、事業再生計画に基づく対象事業者の事業の再生を円滑に推進するために協力が必要であると認めるときは、相互に連携を図りながら協力するように努めなければならないこと。 (第六十四条関係)

第十七 罰則

機構の取締役等につき、所要の罰則を整備すること。 (第六十六条から第七十二条まで関係)

第十八 施行期日等

- 1 この法律は、原則として、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。 (附則第一条関係)
- 2 機構の設立に伴う所要の経過措置を設けることその他所要の規定を整備すること。 (附則等関係)